岩手県立大学
研究インテグリティ
（安全保障貿易管理）
ガイドライン

令和8年3月

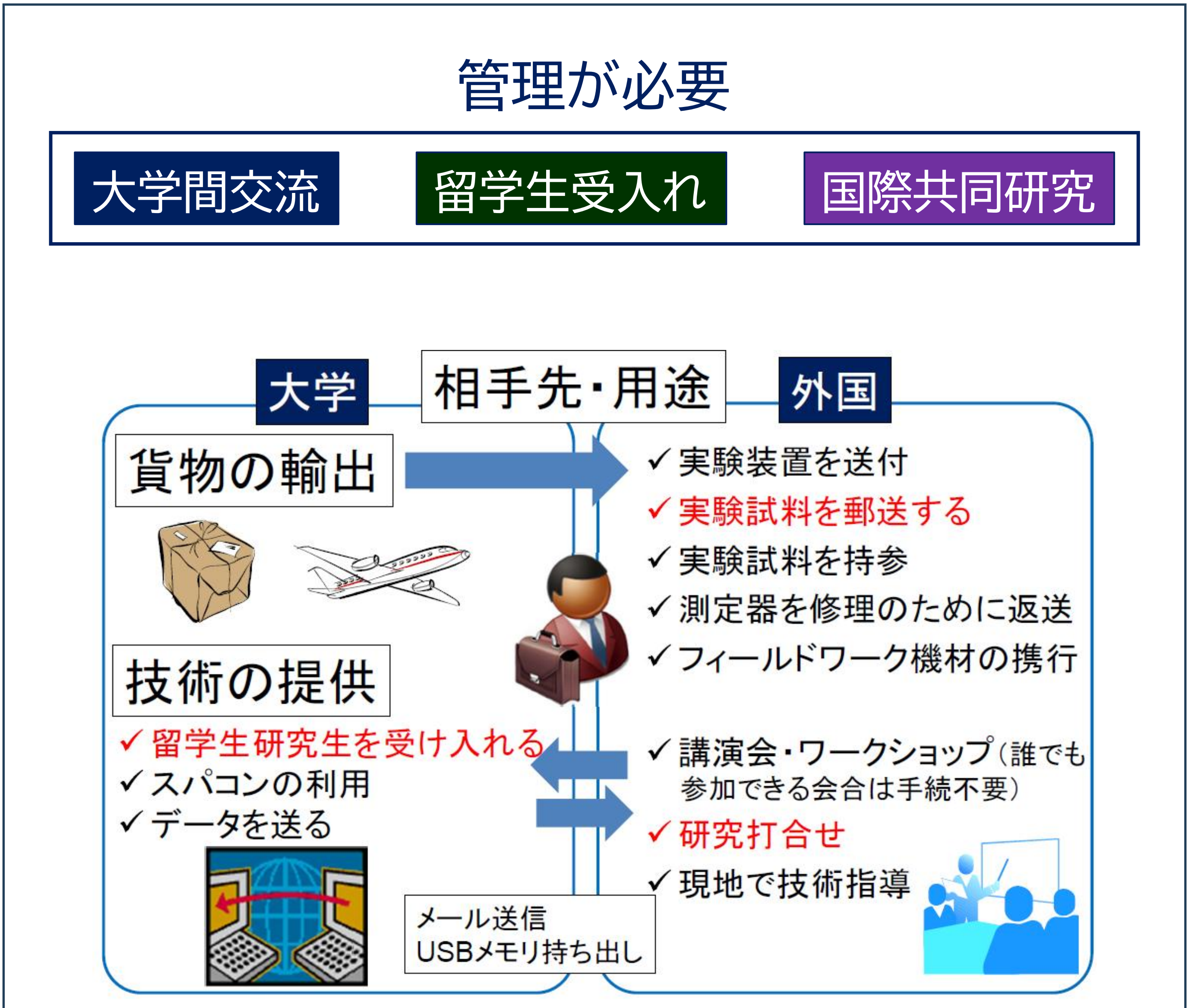

（安全保障輸出管理研修会講演資料：東北大学 佐々木副理事）

目　次

1.　研究インテグリティとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2.　安全保障貿易管理とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3.　外国出張、外国への貨物の輸出・技術提供に係る安全保障貿易管理の確認・・5

　　3ー①　外国出張・貨物の輸出等チェックフロー図
　　3ー②　技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

4.　外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れに係る安全保障貿易管の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

　　4ー①　外国人(留学生外国人受入(留学生・研究者・　教員・訪問者等)
　　　　　受入れの事前確認シート

5.　申請書等の提出、リスク相談、リスク判断、指導のフロー・・・・・・・・・・・14

6.　研究インテグリティ・マネジメント組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

7.　大学等における研究インテグリティ・研究セキュリティ確保に向けた最近の動向・・16

8.　参考資料・・18

1. 研究インテグリティとは

研究インテグリティとは一般的に**研究の健全性・公正性**を意味します。近年、特に研究の国際化やオープン化に伴って新たなリスクが顕在化してきており、これにより開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されています。

2. 安全保障貿易管理とは

先進国が持っている高度な機械や技術が、**大量破壊兵器の開発等**を行っている国などに渡った場合、**国際的な脅威**となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、**先進国を中心とした枠組み**を作って貿易管理に取り組んでいます。

外国為替及び外国貿易法（外為法）の2種類の規制

➢リスト規制【すべての国・地域対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当する場合**には、**相手先を問わず**、原則として**経済産業大臣の事前の許可が必要**となる制度

貨物や技術で判断

➢キャッチオール規制【グループB,C,Dが対象】……→ 次ページの輸出管理グループ参照

輸出する貨物又は提供する技術がリスト規制に該当しない場合であっても、**相手先や使われ方**により、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられる**おそれがある場合**には、原則として**経済産業大臣の事前の許可が必要**となる制度

相手先や使われ方で判断

（安全保障輸出管理研修会講演資料：東北大学 佐々木副理事）

リスト規制　貨物・技術

（安全保障輸出管理研修会講演資料：東北大学 佐々木副理事）

- リスト規制は、貨物や技術の**仕様（スペック）**が、法令で規制されているものか否かを判断（**該非判定**）します
- 規制項番は、武器、原子力等分野別に1項から15項に分類されており、各項番によって規制される品目が示されています

項番		輸出規制品目例
1	武器	軍用航空機、軍用人工衛星、軍用細菌製剤・化学製剤等
2	原子力	重水素・重水素化合物、ロボット等、アルミニウム合金、真空ポンプ等
3	化学兵器	軍用化学製剤の原料、化学製剤用製造機械装置等
3の2	生物兵器	軍用細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4	ミサイル	無人航空機、ロケット誘導装置、推進薬原料、サーボ弁、ガスタービン等
5	先端材料	チタン・ニッケルなど合金粉、金属製磁性材料、セラミック複合材料等
6	材料加工	ロボット、軸受、数値制御工作機械、コーティング装置等
7	エレクトロニクス	サンプリングオシロスコープ、ネットワークアナライザー、半導体基板、集積回路等
8	電子計算機	電子計算機
9	通信	伝送通信装置、通信用光ファイバー、暗号装置等
10	センサー等	光検出器・冷却器、高速度撮影可能なカメラ、レーザー発振器、レーダー等
11	航法装置	衛星航法システム 電波受信機、ジャイロスコープ
12	海洋関連	水中ロボット、潜水艇、水中回収装置、浮力材
13	推進装置	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体、無人航空機、ガスタービンエンジン等
14	その他	粉末状の金属燃料、催涙剤・くしゃみ剤等
15	機微品目	宇宙用光検出器、潜水艇、デジタル伝送通信装置等

遠心分離機，真空ポンプ

電子計算機

CCDカメラ，サーモグラフィー

輸出管理グループ

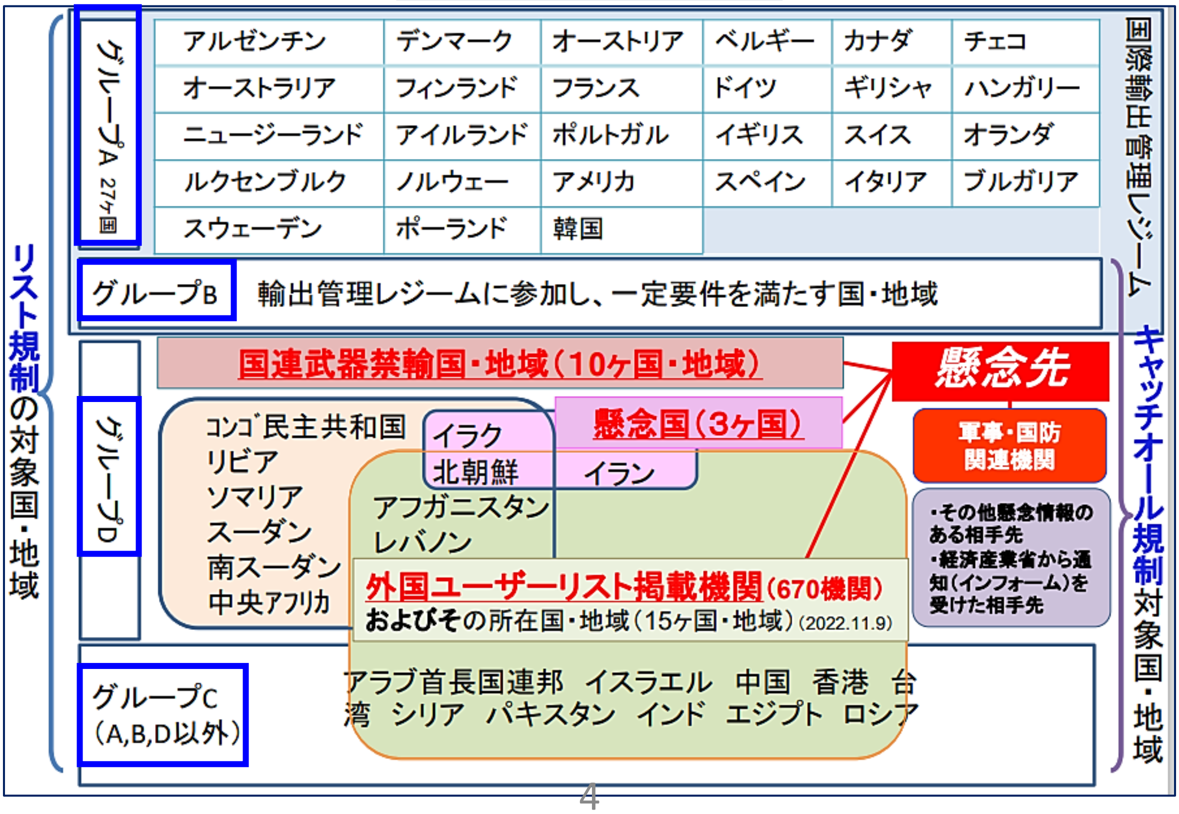

3. 外国出張、外国への貨物の輸出・技術提供に係る安全保障貿易管理の確認

3ー① 外国出張・貨物の輸出等チェックフロー図

- ➢ 外国出張の予定
- ➢ 外国からの資料提供の打診・外国への機器送付等

□ 外国出張の方は、以下のA)とB)を両方とも確認してください。
□ 貨物(研究用試料、機器装置など)を海外に送付する方や、海外から試料提供の打診がある方、海外に機器修理のために返送する方はB)を確認してください。
＊提供予定技術の内容・輸出予定貨物の使用などが未定の場合には、確定後、速やかに本チェックフローに従って確認し、提供又は輸出前に以下の確認(技術提供・貨物輸出)を完了して下さい。

A) 出張先で技術の提供を行いますか？

□ No → 手続き不要

□ Yes

- ➢ 学会・会議などの聴講に行く場合や表敬訪問する場合のように技術の提供を行わない場合、(提供を受ける場合等)には「No」に進んでください。
- ➢ 自己使用の目的で技術情報(設計図・解析データ等の技術情報を保存したUSB・パソコン等の特定記録媒体を含む)を携行する場合(他者に提供しない場合も)「No」に進んでください。

出張の用務は、学会などにおける発表であり、技術を公知とするために提供するものですか？

□ Yes → 手続き不要

□ No

- ➢ 「公知」:不特定多数の人が知り、又は知りえる状況にあること。プログラムの場合には、ソースコードが公開されていること。

B) 研究機材・研究資料(貨物)を現地に送付・渡航時に携行しますか？

□ No → 手続き不要

□ Yes

- ➢ 教員等が自ら送付・携行する場合のみならず、研究室に配属されている学生等が、研究室の活動として送付・携行等をする場合も「Yes」に進んでください。

このたび送付・携行する貨物は、「輸出管理を要さない貨物(食料品・木材等)」ですか？

□ Yes → 手続き不要

□ No

このたび送付・携行する貨物は、自己使用の目的の市販のPC又は携帯電話だけですか？

□ Yes → 手続き不要

□ No

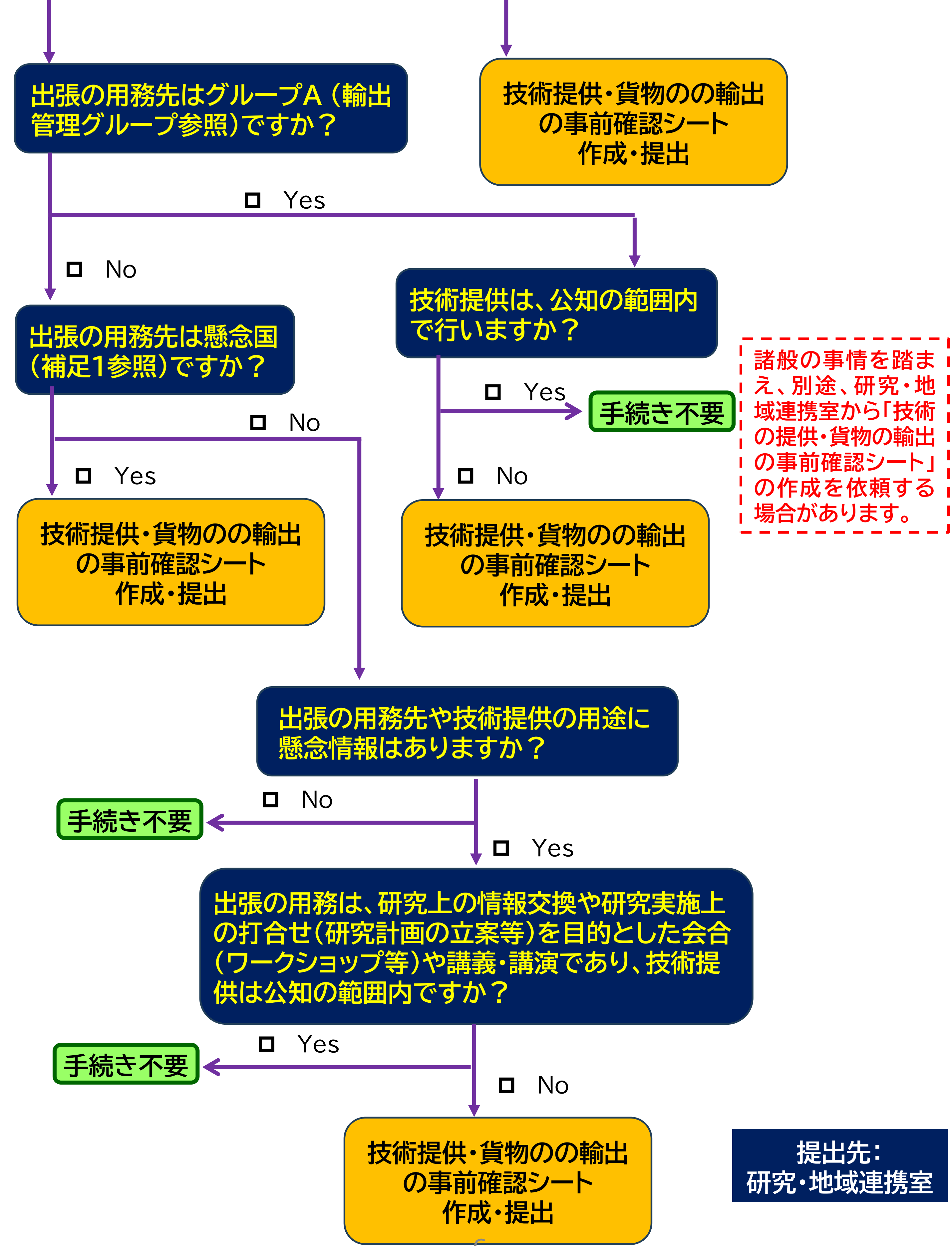
出張の用務先はグループA（輸出管理グループ参照）ですか？
技術提供・貨物のの輸出の事前確認シート作成・提出
Yes
No
出張の用務先は懸念国（補足1参照）ですか？
技術提供は、公知の範囲内で行いますか？
Yes
手続き不要
諸般の事情を踏まえ、別途、研究・地域連携室から「技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート」の作成を依頼する場合があります。
No
Yes
技術提供・貨物のの輸出の事前確認シート作成・提出
No
技術提供・貨物のの輸出の事前確認シート作成・提出
出張の用務先や技術提供の用途に懸念情報はありますか？
No
手続き不要
Yes
出張の用務は、研究上の情報交換や研究実施上の打合せ（研究計画の立案等）を目的とした会合（ワークショップ等）や講義・講演であり、技術提供は公知の範囲内ですか？
Yes
手続き不要
No
技術提供・貨物のの輸出の事前確認シート作成・提出
提出先：
研究・地域連携室

３ー②　技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

※Kintoneに様式があります

提出先：
研究・地域連携室

【申請者】

作成日	令和　　年　　月　　日
所属	
職・氏名	
mail	

１．取引区分・類型

取引区分	□共同研究　□受託研究　□研究成果提供　□学術交流協定　〔秘密保持契約（□あり　□なし）〕 □会議等の出席・参加・主催　□外国出張　□その他（　　　　　　）
取引類型	□技術の提供　※該当する提供方法全てにチェック　※学会・会議等の聴講に行く場合や表敬訪問する場合のように技術の提供を行わない場合はチェック不要です。 〔□指導・発表　□意見交換　□電話　□電子メールの送信　□インターネット経由のファイル交換 □共用データベースへの掲載　□書面の送付　□記録媒体の送付　□マニュアル・図面・データ等の供与 □装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供　□その他（　　　　　　）〕 □貨物の輸出　※該当する輸出内容にチェック 〔□試料・サンプルの送付　□装置等の送付〔□自作品　□改造品　□購入品〕　□その他（　　　　　　）〕

２．相手先の情報

契約先	名称（英字）：		
	所在地：		
	※　□非居住者　□特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③） 該当性の根拠〔　　　　　　〕		
需要者・利用者	名称（英字）：		
	所在地：		
	※　□非居住者　□特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③） 該当性の根拠〔　　　　　　〕		
仕向地（国名）			
取引経路	→　　　　→		
契約予定	年　　月　　日	取引予定期間	年　月　日～　年　月　日

※　技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ研究・地域連携室に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

３．技術・貨物の情報

研究科・学科・研究室	
技術提供者・貨物輸出者	
提供技術・輸出貨物の名称及び仕様	
相手方の使用目的	

※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

４．相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	□はい　□いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	□はい　□いいえ
相手先が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	□はい　□いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	□はい　□いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	□はい　□いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	□はい　□いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	□はい　□いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list）を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について研究・地域連携室に相談してください。

５．＜技術の提供の場合＞外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	□はい　□いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	□はい　□いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、研究・地域連携室に相談してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

□　取引可　　　　□「審査票」の起票を要する

（担当者確認欄）

管理責任者	担当部門

4. 外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れに係る安全保障貿易管理の確認

留学生等の入口・中間・出口の各段階における管理

- 留学生等の受入れや採用時（入口）、在学・在職中（中間）、卒業・退職時（出口）における管理の**3段階の管理**が重要。
- **入口管理の重要性**：中間・出口管理の効果的な実施、入学後のトラブル回避
- **研究内容の高度化や進学等の際にも改めて確認し、適切な技術管理**を行うこと。

入口管理
- 入学／採用時の審査
- （留学生の）大学卒業後の大学院／研究機関進学／採用時の審査

中間管理
- 機微技術提供時の提供管理
- 一時帰国時の技術持ち出し管理
- 研究内容の高度化・変更等の状況変化の際の提供技術管理

出口管理
- 卒業／帰国時の技術持ち出し管理

（講演資料：経済産業省　安全保障貿易管理課）

➢ 外国人受け入れ(留学生・研究者・訪問者)

↓

➢ 事前確認シート(次ページ)の作成、研究・地域連携室へ提出

↓

事前確認審査:研究・地域連携室

4―① 外国人(留学生外国人受入(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れの事前確認シート

※Kintoneに様式があります

【申請者】

確認日	令和 年 月 日
所属	
職・氏名	
mail	

※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、原則、外国人受入れの２月前までに、研究・地域連携室に提出してください。

1．受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	□留学生〔 □大学院生 □学部学生 □研究生 □聴講生 □科目等履修生 □その他（ ）〕 □研究者・教員〔 □雇用関係あり（職名： ） □その他（ ）〕 □訪問者 □その他（ ）
氏名	
出身国（国籍）	
出身組織	
特定類型該当性	□類型① □類型② □類型③ □該当なし 類型該当性の根拠〔 〕
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

2．受入予定研究室・提供予定技術等

研究科・学科・研究室	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野について、記載してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

３．受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	□はい　□いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	□はい　□いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	□はい　□いいえ
受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	□はい　□いいえ
受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	□はい　□いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	□はい　□いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	□はい　□いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list）を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について研究・地域連携室に相談してください。

４．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	□はい □いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	□はい □いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば１実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、研究・地域連携室に相談してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

□　受入可　　　　□「審査票」の起票を要する

（担当者確認欄）

管理責任者	担当部門

5. 申請書等の提出、リスク相談、リスク判断、指導のフロー

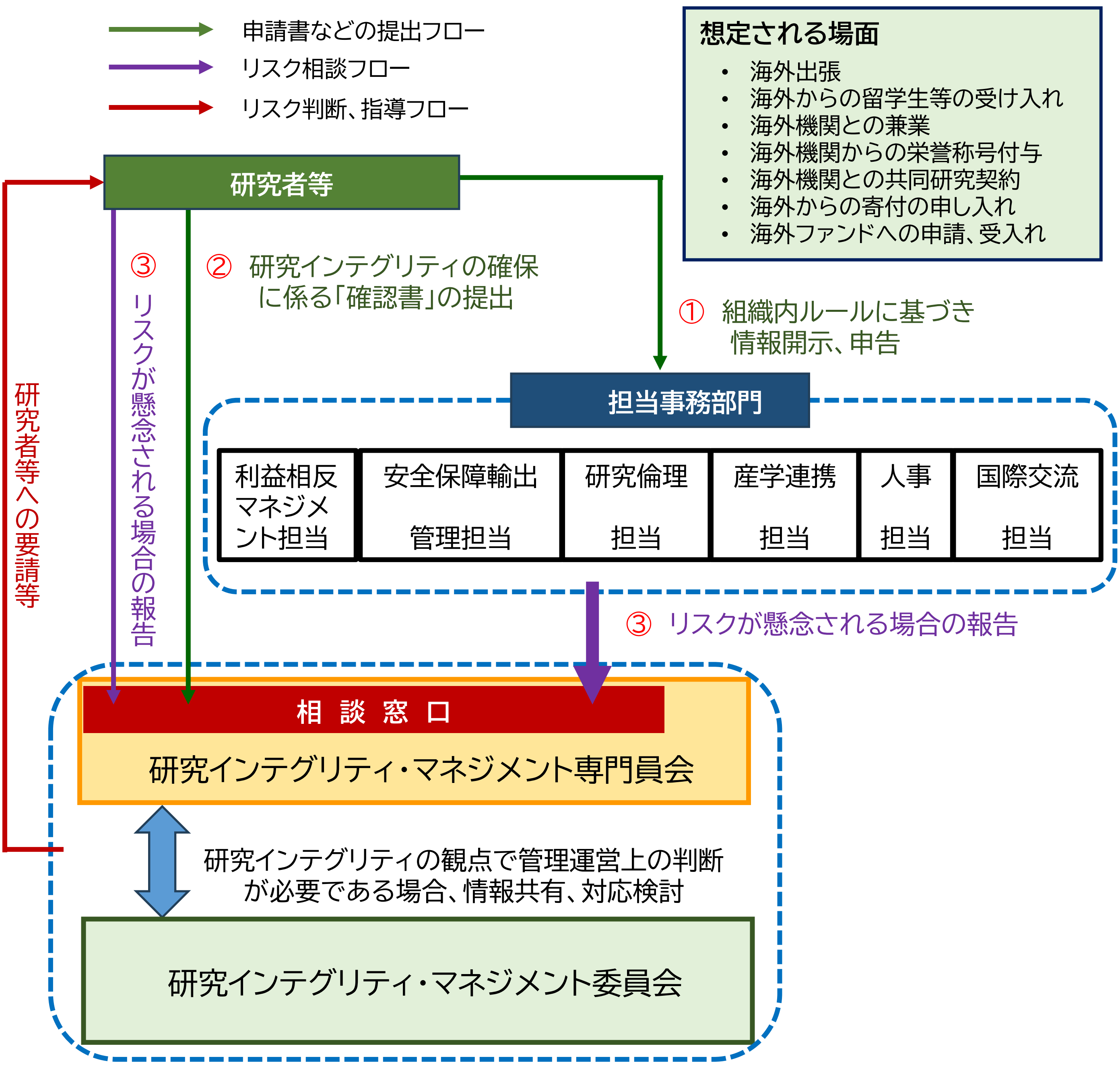

① 【研究者 → 担当事務部門】
- 利益相反等の事案審査について、学内規定等に従った申告
- 研究活動等について研究者情報システム等への情報登録

② 【研究者 → 専門委員会】
- 従来の研究費コンプライアンスに係る「誓約書」に加え、研究インテグリティの確保に係る「確認書」の提出

③ 【研究者・担当事務部門 ↔ 相談窓口(専門委員会)】
- 研究者又は担当事務部門が重要なリスクを把握した場合、速やかに相談窓口(専門委員会)に連絡
- 専門委員会は、相談案件に係る調査・分析を行い、必要に応じてマネジメント委員会に付議し、対応方針の検討を依頼

6. 研究インテグリティ・マネジメント組織

研究インテグリティ・マネジメント委員会

総括責任者
（学長）

【所掌】

研究インテグリティに関する、

- 規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 新たなリスクへの対応に関する事項
- 要請／調査／教育研修に関する事項
- その他重要事項

【構成】

- 学長及び副学長（委員長：学長）
- 右記委員会の委員長（あて職） →
- その他委員会が必要と認めた者

利益相反審査委員会

安全保障輸出管理委員会

研究倫理審査委員会

研究インテグリティ・マネジメント専門委員会
（研究・地域連携本部）

相談窓口

【所掌】

- 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議（相談内容への対応等）

【構成】

- 研究・地域連携本部長及び副本部長（研究）（委員長：本部長）
- 担当事務部門の長（研究・地域連携室長、総務室長、教育支援室長）
- 研究・地域連携室の担当職員

7. 大学等における研究インテグリティ・研究セキュリティ確保に向けた最近の動向

1．背景・目的

〇G7やOECDにおいて、**国際連携の基盤としての研究セキュリティの重要性**の高まり。
国内では**経済安全保障上の重要技術の技術流出防止の重要性**が指摘されている

〇大学等における研究に関して、文部科学省関係施策において取り組む研究セキュリティ確保に向けた方策について、諸外国の取組も参考に、**基本的考え方と当面実行に移すべき内容**を取りまとめ。**今後も継続的に検討**

用語の定義（補足イメージ）

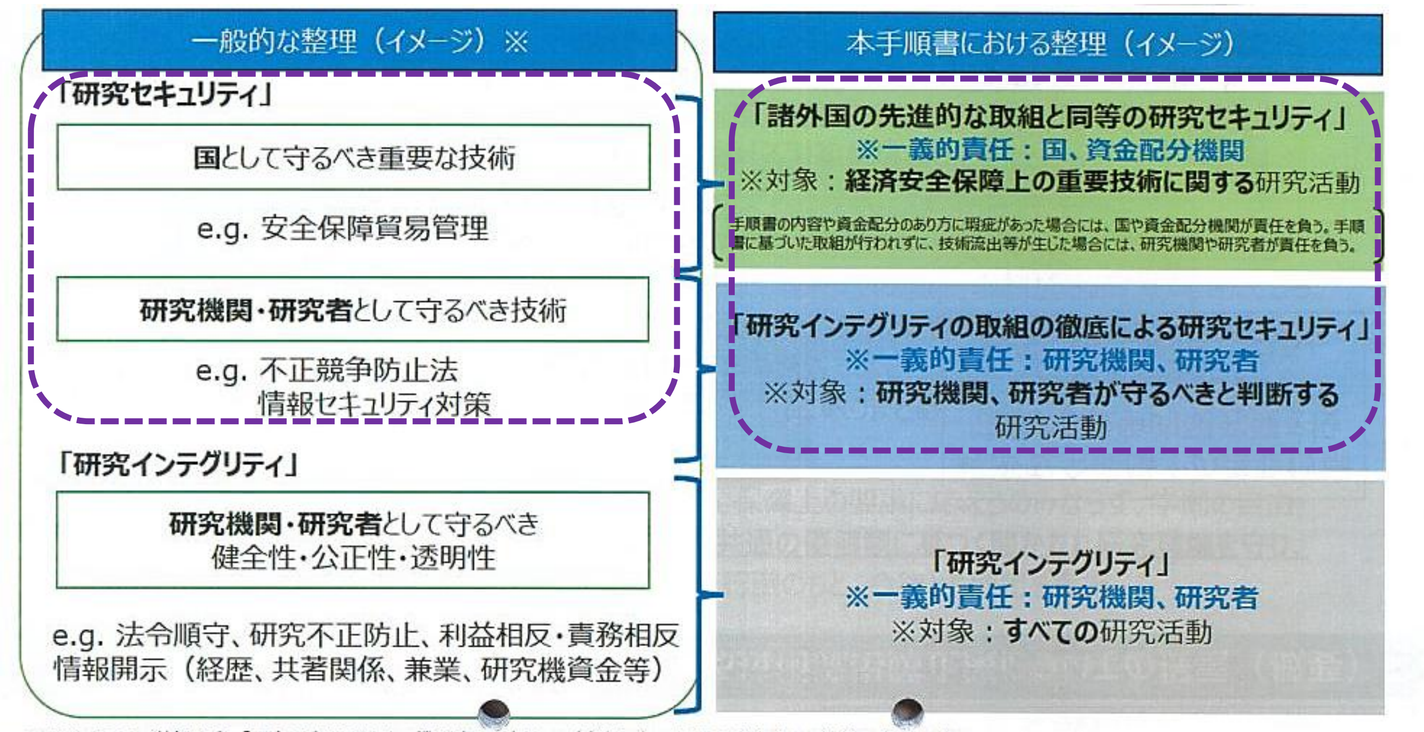

※G7やOECDの前掲文書、「国立研究開発法人の機能強化に向けて」（令和６年３月関係府省申合せ）等を踏まえた整理

2．基本的考え方

〇我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互恵性・透明性といった**共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進**するために、**研究セキュリティ確保**が必要

〇研究セキュリティ確保の取組は、ゼロリスクを目指したり、幅広い研究に制限を設けることはせず、研究や国際連携を健全に前に進めることを目的に、その際に生じ得る**リスクを適切な範囲で「軽減」**するために行うことを原則とする

〇**人種や国籍等による差別はあってはならない**

3．研究セキュリティ確保に関する取組方針

（１）大学等に研究資金を提供する際に新たに講じる研究セキュリティ確保の取組

○支援を行う以下の**研究開発プログラム毎に、それぞれの性質・内容に応じて必要なリスクマネジメント**を図る

- ・共通の価値観を有する国との国際共同研究において、**相手国と同等の対応を求められる研究開発プログラム**
- ・経済安全保障上、重要な分野であって、**特に研究セキュリティ確保が必要な研究開発プログラム**

○まずは、**一部の研究開発プログラム・分野から試行的な取組を開始**。段階的に改善・他分野等への展開を図る

○**研究開発課題毎にリスクを評価**し、**対象を絞り込み・特定**した上で、具体的な**リスク軽減**の方策を導入

○これらの取組に**必要な経費は研究開発プログラムにおいて手当可能**としていく

※内閣府科学技術イノベーション推進事務局・内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付・内閣官房国家安全保障局が
今後取りまとめる実効的なリスクマネジメントのための政府全体の手順書も踏まえ、具体の方策の検討を深める

【ポイント】

- ✓ 限られた**一部のプログラム・分野**から**試行的な取組**を開始
- ✓ 大学等においては、既に研究インテグリティの自律的な確保の取組として、研究者の研究活動に関する情報の集約や、リスクマネジメントの取組を実施。これら**大学等の研究インテグリティ確保の取組を前提**とした上で、**新たに資金配分機関（FA）を中心に、追加的な研究のリスクマネジメントを行う**もの
- ✓ 該当のプログラムの中で、応募のあった研究開発課題のうち、審査の過程で、FAにおいて絞り込んだ**一部の課題について、FAから研究機関・研究者に連絡・問い合わせ**を行い、リスク軽減策等を調整

⇒ **文部科学省関係の2025年度公募では、JSTの一部プログラムから試行的取組を開始**

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu33/toushin/mext_00001.html

研究インテグリティと研究セキュリティの相関

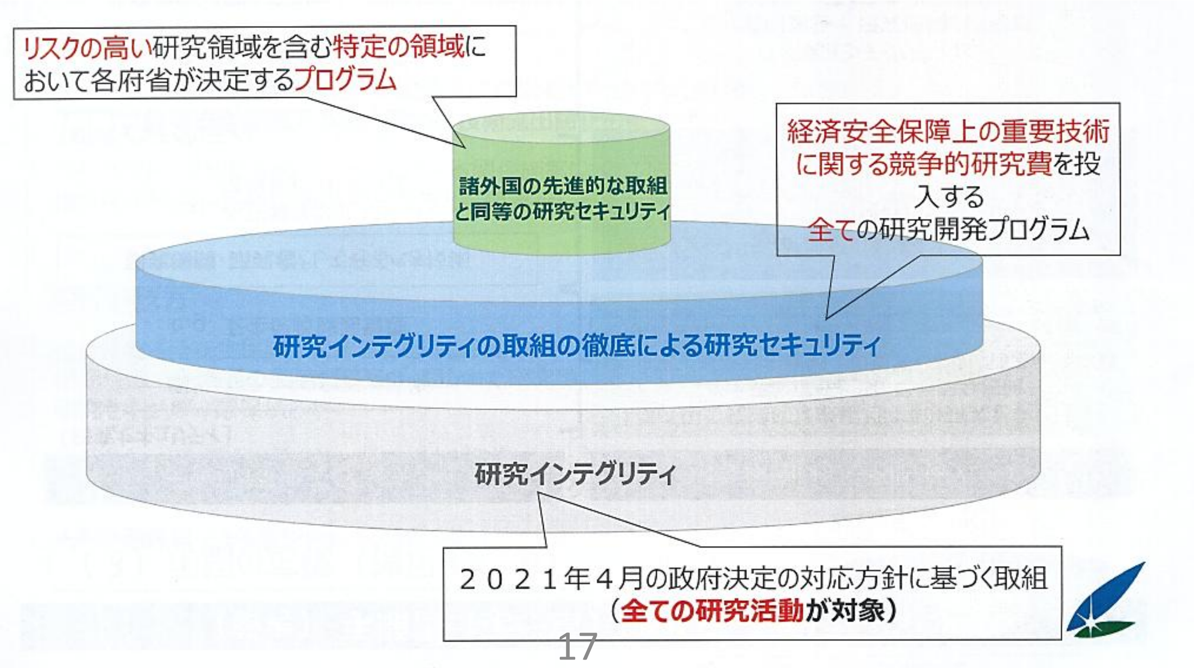

8. 参考資料

- 大学･研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集
  （経済産業省）
  大学･研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集

- 研究インテグリティ確保の観点を中心とした大学等における研究活動のリスク事例集（令和6年度文部科学省委託事業「研究インテグリティの確保に係る体制整備支援（ヒヤリハット事例調査）」）
  研究インテグリティヒヤリハット事例集

- 外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について
  （文科省）
  外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）：文部科学省

- 本学における研究インテグリティ解説及び関連規程
  研究費の不正使用防止の取組み - 公立大学法人 岩手県立大学

  - 岩手県立大学における研究インテグリティの確保に関する規程
  - 公立大学法人岩手県立大学安全保障輸出管理規程
  - 公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程、実施要領
  - 公立大学法人岩手県立大学動物実験規程
  - 公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針
  - 公立大学法人岩手県立大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針
  - 公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
  - 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分について

上記の情報は岩手県立大学のHPにも掲載していますので、ご確認ください。
岩手県立大学HP＞研究・地域連携＞不正防止の取組
https://www.iwate-pu.ac.jp/research/huseiboushi.html